

令和6年2月

会員各位

一般社団法人東京建設業協会

「建設業に係る時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）届の
新しい様式について」

令和6年4月1日から、建設業においても時間外労働の上限規制が適用されます。それに伴い、36協定届の様式が変更されます(協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です)。この件について、東京労働局より周知依頼がございました。つきましては下記をご覧くださいますようお願い申し上げます。

－記－

■ 36協定新様式

- ・ 一般条項

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000833418.docx>

- ・ 特別条項

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000833439.docx>

- ・ 災害時における復旧及び復興の事業を含む場合(一般条項)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001712491.docx>

- ・ 災害時における復旧及び復興の事業を含む場合(特別条項)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001712501.docx>

■ パンフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001712383.pdf>

■ 相談・支援窓口

上記パンフレットなどでご不明な点がございましたら、下記窓口までご相談ください。

- ・東京働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

- ・東京労働局 労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001725252.pdf>

以上

令和6年2月9日

各団体の長 殿

東京労働局労働基準部長



建設業に係る時間外労働及び休日労働に関する協定
(36協定) 届の新しい様式の周知について (依頼)

労働基準行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

時間外労働の上限規制につきましては、現在、その適用が猶予されている建設業にも、本年4月1日から適用されることとなります。また、それに伴い、建設業に係る時間外労働及び休日労働に関する協定(以下「36協定」といいます。)届の様式も改正されます。

貴団体におかれましては、これまでも働き方改革に関する周知啓発に関し、格別の御協力を賜ってきたところですが、本年4月1日からの建設業への上限規制の適用に伴い、36協定の内容に合った下記の新様式による届出につきまして、改めまして、会員企業への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、貴団体のホームページ等に、下記の新様式のリンクとともに、パンフレット、相談・支援窓口のリンクを設けていただくことも御検討いただきますよう、併せてお願い申し上げます(ホームページ記載例を添付しますので、ご参考にしてください。)

記

1. 建設業に係る36協定届の新しい様式

- ・ 一般条項

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000833418.docx>

- ・ 特別条項

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000833439.docx>

- ・ 災害時における復旧及び復興の事業を含む場合(一般条項)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001712491.docx>

- ・ 災害時における復旧及び復興の事業を含む場合(特別条項)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001712501.docx>



2. パンフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001712383.pdf>

3. 相談・支援窓口

- ・東京働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

- ・東京労働局 労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/001725252.pdf>

【担当】 東京労働局労働基準部監督課 佐々木

〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎13階

電話 03-3512-1612